

押印を見直した行政手続き一覧（要領）

要領	様式	様式の名称	押印見直し等の内容			所管課			問い合わせ先 電話番号
			押印が必要な手続きです。	署名または記名押印で申請等ができます。	記名により申請等ができます。	部	課	係	
公有地の拡大の推進に関する法律第2章に係る神崎市事務処理要領	様式第1号(第5条関係)	土地有償譲渡届出書		○		総務企画部	企画課	企画係	0952-37-0102
	様式第2号(第5条関係)	土地買収希望届出書		○		総務企画部	企画課	企画係	0952-37-0103
	様式第6号(第9条関係)	公有地の拡大の推進に関する法律第4(5)条に規定する届出(申出)に係る土地の買取り希望等について(回答)			○	総務企画部	企画課	企画係	0952-37-0107
	様式第9号(第13条関係)	公有地の拡大の推進による買取り協議の結果について(報告)			○	総務企画部	企画課	企画係	0952-37-0111
菱科植物の特許権等の実施許諾に関する取扱要領	様式第1号(第2条関係)	実施許諾申込書		○		総務企画部	政策推進室	政策推進係	0952-37-0153
	様式第4号(第6条、第11条関係)	実施状況報告書		○		総務企画部	政策推進室	政策推進係	0952-37-0153
	様式第5号(第8条関係)	市外事業者Iとしての資格喪失届		○		総務企画部	政策推進室	政策推進係	0952-37-0153
神崎市行政区看板の使用に関する事務取扱要領	様式第1号(第5条関係)	申請者		○		総務企画部	総務課	総務係	0952-37-0100
神崎市指名停止等の措置に係る苦情処理手続要領	様式第1号(第3条関係)	苦情申立書		○		総務企画部	財政課	財政係	0952-37-0101
	様式第3号(第7条関係)	再苦情申立書		○		総務企画部	財政課	財政係	0952-37-0101
神崎市経常建設共同企業体取扱要領	様式第1号(第9条関係)	神崎市経常建設共同企業体資格審査申請書	○			総務企画部	財政課	財政係	0952-37-0101
	様式第2号(第9条関係)	〇〇経常建設共同企業体協定書	○			総務企画部	財政課	財政係	0952-37-0101
神崎市軽自動車税の課税保留等事務処理要領	様式第1号(第2条、第3条関係)	軽自動車税の課税保留等申立書		○		総務企画部	税務課	市民税係	0952-37-0114
	様式第2号(第3条関係)	解体証明書		○		総務企画部	税務課	市民税係	0952-37-0114
神崎市商品軽自動車等に対する課税免除取扱要領	様式第1号(第4条関係)	商品軽自動車等課税免除申請書		○		総務企画部	税務課	市民税係	0952-37-0114
神崎市国民健康保険税条例における旧被扶養者に係る条例減免の取扱要領	様式第1号(第4条関係)	国民健康保険税旧被扶養者減免申請書		○		総務企画部	税務課	市民税係	0952-37-0114
	様式第2号(第4条関係)	旧被扶養者異動連絡票		○		総務企画部	税務課	市民税係	0952-37-0114
神崎市住民基本台帳実態調査に係る事務取扱要領	様式第2号(第3条関係)	住民票実態調査兼報告書		○		市民福祉部	市民課	戸籍係	0952-37-0120
神崎市有害鳥獣地域捕獲隊等支援事業実施要領	添付資料(様式第1号、様式第3号 事業計画、事業実績関係)	神崎市有害鳥獣地域捕獲隊等支援事業実施計画書(実績書)		○		産業建設部	農政水産課	農業水産振興係	0952-37-0117
神崎市森林情報関係資料事務取扱要領	様式第1号(第7関係)	林地台帳閲覧申請書		○		産業建設部	林業課	林業振興係	0952-59-2111
	様式第2号(第8関係)	林地台帳情報提供依頼申出書		○		産業建設部	林業課	林業振興係	0952-59-2111
	様式第3号(第8関係)	林地台帳情報の提供に係る留意事項について		○		産業建設部	林業課	林業振興係	0952-59-2111

	様式第4号(第9関係)	林地台帳又は森林の土地に関する地図の修正申出書		○		産業建設部	林業課	林業振興係	0952-59-2111
	様式第7号(第10、第11関係)	地域森林計画関係資料閲覧申請書		○		産業建設部	林業課	林業振興係	0952-59-2111
神崎市釣銭の取扱いに関する要領	様式第1号(第2条関係)	釣銭交付申請書			○		会計課	会計係	0952-37-0113
	様式第3号(第8条関係)	釣銭返還通知書			○		会計課	会計係	0952-37-0113

- ※ 署名とは、氏名を本人が手書きにより記載いただくことです。
- ※ 記名とは、氏名印刷、スタンプ等で記載いただくことです。
- ※ 手続きによっては、本人確認書類の提示などをお願いすることがありますのでご協力下さい。
- ※ 押印が不要な手続きであっても、押印をしていただき手続き等を行うこともできます。
- ※ 各手続きの押印の見直しの詳細は、それぞれの手続きの所管課へお問い合わせください。